

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 外国子会社合算税制（CFC 税制）における適用除外について（サンリオ事件）

現行の CFC 税制において、外国子会社が 4 つの経済活動基準(旧適用除外基準)を満たさない場合には会社単位の合算課税が行われます。経済活動基準は事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準・所在地国基準により構成されています。

事業基準は、外国関係会社の主たる事業が株式等若しくは債券の保有、工業所有権等若しくは著作権の提供、船舶若しくは航空機の貸付けではないことを求めています。内国法人 X が、香港子会社の主たる事業の著作権の提供該当性につき争った事例について、東京地方裁判所は 2021 年 2 月 26 日、原告である X の請求を棄却しました。

1. 事件の概要

X（原告）は、香港に設立した子会社二社（以下、香港子会社）との間でキャラクターの利用権の許諾に係るライセンス契約を締結しており、香港子会社は第三者と再許諾を行うサブライセンス契約を締結し使用料収入を得ていました。国は原告が行った平成 25～28 年における法人税確定申告に対し、CFC 税制の適用により課税対象調整金額が原告の益金に算入されるとして更正処分を行いました。

2. 適用除外基準における「著作権の提供」について

本件では、香港子会社の主たる事業が、CFC 税制の適用除外基準における「著作権の提供」に該当するか否かが争点となりました。原告は、単なる著作権を香港子会社に付け替えるだけではなく、香港子会社は商品化関連業務・販促関連業務・イベント関連業務という複合的なサービス事業を行っているため、主たる事業が著作権の提供ではないと主張しました。

この点に対し、東京地裁は下記（3）における適用除外記載書面の添付がそもそも行われていないことから、著作権の提供の該当性について明確な判断はしませんでした。

なお、国税不服審判所の裁決では、香港子会社の事業について、①香港子会社は利用権の再許諾だけでなくキャラクターの商品開発等を行っているとしても、その開発による権利は X に帰属している点、②X は商品開発に係る費用をサブライセンサーに請求することなくロイヤリティ料を受け入れている点から、香港子会社の事業はサブライセンサーとしての地位に基づいており、サブライセンスによる著作物の提供に係る事業を行っていることは明らかである、として請求人であるサンリオの審査請求を棄却していました。

3. 適用除外に係る手続き規定について

また本件では、適用除外記載書面の添付が行われていない場合に適用除外規定の適用を受けられるか否か、が争点となりました。東京地裁は「措置法 66 条の 6 第 7 項及び措置法 68 条の 90 第 7 項の文言上、確定申告書への適用除外記載書面の添付が本件各適用除外規定の適用要件とされていることは明らか」であり、税務調査において事後的に書面に記載されるべき情報が提供されたとしても適用除外規定の適用を受けられるとはいえないと判断しました。

お見逃しなく！

平成 29 年度税制改正前の CFC 税制において適用除外基準の適用は書面の添付が要件とされておりましたが、同税制改正後におきましては、適用除外基準は経済活動基準として判定内容が引き継がれ、書面の添付は要件から除外されています。

今回争点となった著作権の提供が含まれるコンテンツ事業については、以前より各種団体から見直しの要望が行われてきました。令和4年度税制改正要望¹として政府・与党へ提出されたものもありますが、税制改正大綱へは織り込まれていません。

Xは地裁判決後、東京高裁へ控訴行っていました。高裁は2021年11月24日にXを認めない旨の判決をしました。²

¹ 「国際課税連絡協議会 令和4年度税制改正要望」提出：https://www.jftc.or.jp/proposals/2021/20210930_2.pdf

² X IR ニュース「タックスヘイブン対策税制に基づく更正処分に対する取消請求訴訟の控訴審判決について」：<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8136/tdnet/2052740/00.pdf>